

警察本部長

〔沿革〕	平成4年4月例規(警)第12号	平成4年7月例規(警)第36号
	平成5年3月例規(警)第3号	平成6年3月例規(警)第4号
	平成7年3月例規(警)第13号	平成8年3月例規(警)第13号
	平成9年4月例規(警)第5号	平成10年3月例規(警)第11号
	平成11年3月例規(警)第12号	平成12年4月例規(警)第18号
	平成13年3月例規(警)第28号	平成14年4月例規(警)第40号
	平成16年3月例規(警)第21号	平成17年3月例規(警)第22号
	平成17年12月例規(警)第47号	平成18年3月例規(警)第10号
	平成19年3月例規(警)第33号	平成20年3月例規(警)第20号
	平成20年6月例規(警)第57号	平成20年8月例規(装)第62号
	平成21年3月例規(警)第16号	平成21年8月例規(警)第36号
	平成22年3月例規(警)第12号	平成23年3月例規(警)第9号
	平成24年3月例規(警)第17号	平成26年3月例規(警)第14号
	平成29年3月例規(警)第12号	平成30年3月例規(警)第7号
	平成30年9月例規(装)第31号	

各部長・参事官・所属長

みだしのことについては、次のとおりであるので、効果的に活用されたい。

記

第1 図形の表示

- 1 官用名刺には、図形を表示することができる。
- 2 表示する図形は、千葉県警察において使用している図形、その他警察の品位を損なわないものとする。
- 3 図形の表示に疑義があるときは、総務部装備課長に協議するものとする。

第2 英文表記

- 1 官用名刺には、英文で表記することができる。
- 2 英文の表記は、官用名刺の裏面を使用し、別添資料に基づき、別記様式により行うものとする。

第3 一般職員の官用名刺

一般職員の官用名刺の様式及び図形等の表示は、警察官の例による。

以下様式等省略